

過去の質問および回答（一部現状に変更しています。）

No	区分	質問事項	回答
1	仕様書関係	Q1 各施設の現在の電力供給会社及び現在の（施設毎の）計量日を教えてください。	○国東・玖珠・別府総合庁舎、 農林水産研究指導センター畜産研究部バイオ研究等、水産研究部本館等 大分土木事務所大分港湾振興室 電力供給会社：丸紅新電力株式会社 計量日：当月1日0時（契約書第10条） ○上記以外の施設 電力供給会社：九州電力株式会社 計量日：当月1日0時（契約書第10条）
		Q2 各施設について、自動検針装置はついていますか。	ご質問の趣旨が遠隔での検針が可能な通信機能を備えた電力メーター（スマートメーター）であれば、すべての対象施設についています。
		Q3 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	質問の趣旨が九州電力（株）の定める「標準供給条件」（令和6年4月1日実施）P22「17 自家発補給電力」に該当する契約有無ということであれば、該当する契約はありません。質問の趣旨が各施設に設置している自家発電機ということであれば仕様書のとおりです。
2	入札関係	Q4 入札書に記載する日付は作成日でよいか。	電子入札システムでの応札の場合は、入力日になります。（公告に記載されている金額入力期間内の入力日） 紙による入札参加を認める基準は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの閉塞（PIN番号の連続した入力ミス）、破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合 ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。 紙による入札書に記載する日付は電子入札での入力期間のいずれかの日付となります。
		Q5 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)。	力率100%で算定してよいです。（仕様書に「力率は、契約期間中は100%を保持する予定。入札額算定時も、力率100%で算定してよい」とあるとおりです。）
3	契約関係	Q6 弊社では環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	Webページにて請求書を確認でも問題ありません。 ただし請求内容（利用期間、振替日）の表示が必要です。（仕様書に「料金の請求は、webページで請求書を発行する形式でも可能。ただし、請求内容（利用期間、振替日）を表示すること」とあるとおりです。）
4	契約関係	Q7 電子請求書が不可の方 ・弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。（年度末でも同様）	
5	契約関係	Q8 契約書4条にて「乙の電気需給約款に定める支払期限までに」との記載がございますが、弊社では請求書を受領してから30日以内のお支払いをお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	紙での請求書の発行に対して、手数料が発生しないのであれば紙請求書の発行をしてください。 手数料が発生するのであればWebページにて請求書を確認でも問題ありません。 ただし請求内容（利用期間、振替日）の表示が必要です。  請求については、翌月10日までに請求してください。 郵送遅延等により、やむを得ず到着が遅れる場合は事前に連絡をお願いします。  請求書を受領してから30日以内に振込または口座振替にて支払うことについては了承します。
6	契約関係	Q9 弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。 なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。 ※分散検針の施設（検針日が1日以外）につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。 例 5日検針日 2月使用分 2/5～3/4までの請求書→翌月4/10頃にwebサイトへ掲載 3月使用分 3/5～4/4までの請求書→翌々月5/10頃にwebサイトへ掲載 電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。	
		Q10 弊社では、電気料金のお支払いは、振込、口座振替のみとなります。お振込みの場合、振込手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	
7	契約関係	Q11 ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか？	請求書は対象施設（入札案件ごとに仕様書別紙で示している）ごとに発行してください。さらに施設内の入居者ごとに分けることは不要です。

No	区分	質問事項	回答
8	契約関係	Q10 施設において 建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事のご予定はありますでしょうか。 また、契約開始後に発生しました工事業及び工事申込にしましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか？ ※契約開始直後：直近6か月前後（23年4月供給の場合⇒対象：22年10月～23年6月）	別府総合庁舎については現在、旧庁舎の隣に建て替え中のため、契約期間中に新庁舎への切替えが必要。 その他の庁舎については建築・増築にかかる移転はありません。 契約開始後に発生しました工事予定にしましては工事予定日2か月前までに御社と協議を行うことについては了承します。
9	入札関係	Q12 開札結果について公開方法・範囲を教えてください。あるいは開札結果を開札日あるいは翌日に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能ですでしょうか。	電話若しくは直接来庁していただくことで、全ての応札者名、応札価格をご回答します。 なお、開札日は6件の開札を行うため、翌日以降の連絡をお願い致します。なお、メールでの連絡には対応しておりません。 本県が定める「情報提供申出書」を大分県情報センターに提出することで書面での回答も可能です。 このほか本県HPでも掲載予定であります。公開範囲は令和前年度同様です。 WTO入札については、県報でも公開することとし公開範囲は本県契約事務規則第52条に定めるとおります。
10	契約関係	Q13 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能ですでしょうか。 当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気受給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。	契約書（案）第3条第2項による協議により決定します。
10	契約関係	Q14 現在の世界情勢を受けて燃料価格高騰等による状況変化や国の制度変更等による単価の見直しが行われる場合、協議に応じていただけますでしょうか。	
10	契約関係	Q15 当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能ですでしょうか。 当社は当該地域管轄電力会社と結んでいます契約内容（電気受給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。	
11	入札関係	Q16 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。 ※データ等をお持ちでなく提供ができない方のみデータ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。 当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますがこういった対応も難しいでしょうか。 こちら落札後の対応となります。	①30分値データ取得についての費用負担がある場合は、御社が負担すること。 ②返信用封筒を御社で用意すること。 が前提であれば可能です。  電子入札システムで落札決定通知が届いた後に、「30分値データ取得についての同意書」を送付していただければ押印の上で返送します。
12	入札関係	Q17 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	落札時における最新請求書1ヶ月分の写しを提出することは可能です。
13	契約関係	Q18 契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW以上の協議制契約の場合)併せて、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることとなるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	契約電力の変更希望及び予定はありません。  契約開始後に契約電力変更を行う場合は、契約書（案）第3条第2項による協議により決定します。
14	契約関係	Q19 契約電力が1施設で500kW以上（協議制）の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性があります。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
15	仕様書関係	Q20 再生可能エネルギーを供給するにあたりまして確認となりますが、電気価値の指定は無し、非化石価値は「再生可能エネルギー指定非化石証書の適用による実質再生エネルギー」の供給という事で、認識の齟齬はありませんでしょうか。 また非化石証書については、「トラッキングの有無」についてのご教示と、「FITと非FITの指定は無い（どちらでも可）」という認識でお間違いございませんか。	「再生可能エネルギー指定非化石証書の適用による実質再生エネルギー」の供給という認識で問題ありません。 非化石証書については、仕様書で「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギーとしているためトラッキングは有りにしてください。 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たすものであれば、FITと非FITの指定はありません。
16	契約関係	Q21 再生可能エネルギー供給を含む契約について、契約完了後に発行する「特定電源割当証明書」について年度毎の更新になるため、発行までにかかりのお時間となります。ご了承いただけますでしょうか。 予定 2023年4月～2024年3月→ 更新および発行予定 2024年8月頃 2023年8月～2024年7月→ 更新および発行予定 2025年8月頃 ※年度毎の更新となるため年度を跨いだ契約については半期に提出する特定電源割当証明書のみ提出可能な場合があります。	仕様書（10）その他 「なお、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しの添付をもって代えることもとする。また、期限内に別紙1もしくは証書の写しを提出できない場合は、必ず事前に甲と協議すること」のとおります

No	区分	質問事項	回答
17	入札関係	Q22 案件公示書2及び3において必要資格を満たしております。その際の電子入札システムより提出する書類は何になるでしょうか。	既に競争入札参加資格をお持ちの場合は、書類を提出する必要はありません。電子入札システム上で、入札参加の申請をしてください。入札参加申請の承認後、応札額を入力できるようになりますので、その際は「電気料金入札金額計算書」を添付して応札してください。
18	契約関係	Q23 契約保証金免除書類は何時提出すればよろしいでしょうか。	落札決定通知後、速やかに提出してください。大分県契約事務規則第29条第2項の規定に基づき、落札決定通知の翌日から起算して土、日、祝日を含む7日以内が契約保証金の納入期限になるためです。
19	契約関係	Q24 計量日が1日以外の場合で次年度も契約継続となった場合、料金の算定期間は計量日から計量日の前日の年度をまたぐ形となります。ご了承いただけますでしょうか。	計量日は当月1日です（契約書（案）第10条にあるとおりです）。
20	契約関係	Q25 現在、電気・ガス価格激変緩和対策措置が行われているかと存じますが、弊社では燃料費調整単価からのお値引きではなく、別項目を設けてのお値引きとなりますが、ご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。 なお、入札金額の算出根拠には燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないでください。 ○入札説明書「入札参加時の注意点」 (6) 電力量料金単価は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない予定使用電力量に対する単価とする。 (8) 調整料金を設定する場合、その計算方法は任意とする。ただし、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を算出根拠に含めないこと。
21	契約関係	Q26 入札説明書記載の契約保証金の免除に関して、種類の要件と回数を具体的にご教示願います。	種類及び規模については、使用電力量や契約金額をもとに総合的に判断します。回数については2回以上です
22	契約関係	Q27 落札時、電力切替え手続きにおいて、必要な情報を確認したく、弊社指定の申込書をご提出いただくことは可能ですか。	問題ありません。
23	契約関係	Q28 弊社が落札した場合、契約書や覚書について協議させていただくことは可能でしょうか。また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項に関しては弊社の電気需給約款に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	契約書（案）の内容に関する記載の変更の協議はできません。
23	契約関係	Q29 第13条（違約金・・）甲の責に帰すべき事由による解約に対する違約金について記載がございませんので、条項の追加をお願いできますでしょうか。	
23	契約関係	Q30 第15条(協議) その都度甲、乙協議して、『乙の電力需給約款を参照に』決定するものとする。に修正願えますでしょうか。	
24	入札関係	Q31 内訳書は入札書と同封いたしますか	内訳書が電力料金入札金額計算書の注4にある調整料金の内訳書を指しているのであれば電子入札システムで入札金額を登録する際に、電力料金入札金額計算書とあわせて添付により提出してください。原則は電子入札システムでの応札をお願いしておりますが、やむを得ない理由で紙で入札する場合も同様の考え方にしたがって同封してください。 なお、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の取り扱いについては上記回答を参照してください。
25	契約関係	Q32 弊社は蓄熱割引等の特別な契約はございませんが宜しいでしょうか。	問題ありません。
26	契約関係	Q33 弊社は現時点で市町村との契約実績しかありません。国・都道府県以外の自治体や市町村との契約ではいけませんでしょうか。また、弊社は令和4年4月より、旧会社より事業承継を受けた会社のため、旧会社時代の国・都道府県実績の提出でも可能でしょうか。	種類および規模を同じくする契約であれば国・都道府県以外の自治体や市町村でも問題ありません。登記簿謄本の写し等で旧会社の事業承継が証明できる場合は、旧会社時代の実績でも構いません。実績については、今回の契約締結日から数えて過去2年間に ①供給を終了している契約の実績 または ②供給を終了していても供給契約の履行期間を1/2以上経過している契約の実績に限りです。
27	入札関係	Q34 ご提示いただいた『電気料金入札金額計算書』のなかに時間帯別のメニュープランがございますが、弊社としては季節別プランで応札希望です。時間帯メニューは必須でしょうか。弊社にて修正してもよろしいでしょうか。	修正して構いません。
28	契約関係	Q35 契約書の締結は案件ごとでしょうか。案件の中でも分けて締結する可能性はございますでしょうか	契約の締結は、入札案件ごとに締結します。そのため、契約書も入札案件ごとに作成します。構成する施設ごとに契約書は分けません。
29	契約関係	Q36 第6条（権利義務の譲渡等の禁止）下記文言の追記をお願いできますでしょうか。ただし、甲の承諾を得た場合は、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。	本契約について、電気料金債権の譲渡等の承諾はいたしかねます。

No	区分	質問事項	回答
30	契約関係	<p>Q37 第10条(使用電力量の計量)第11条(電気料金の支払)実際の業務では1日の午前0時に自動計量され、毎月第4営業日を日毎に請求書発行となり、その請求書にご利用の内訳が記載されております。</p> <p>文面：計量⇒検査⇒請求 実情：計量⇒請求・内訳送付</p> <p>特に契約書文面は変えていただかなくても結構ですが、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。(検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えさせていただきます。)また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。と同時にこの流れについては予めご承知おきいただきたく存じます。なお、5月、1月のご請求については、「翌月10日までに請求」するのは難しくなる旨ご承知おきいただきたく存じます。</p>	<p>検針結果は請求書の内訳をもって検針票に代えても問題ありません。</p> <p>請求については、翌月10日までに請求してください。 郵送遅延等により、やむを得ず到着が遅れる場合は事前に連絡をお願いします。</p>
31	入札関係	<p>Q38 契約に至った場合は、今回のお見積りに適用しております現行の燃料費等調整の算定諸元をご契約満了まで適用させていただきますがご承諾いただけますでしょうか。※契約書への追記もしくは契約書別紙や覚書によるご対応。</p>	<p>入札金額の算出根拠には燃料費の変動に伴う発電費用の変動(燃料費等調整単価)及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まないでください。</p> <p>なお、燃料費の変動に伴う発電費用の変動(燃料費等調整単価)及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金の取り扱いについては上記回答を参照してください。</p>
32	契約関係	<p>Q39 ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか?</p>	<p>別途指定する各施設ごとに請求書を発行してください。(御社から供給施設内に入居している企業に請求書を発行する必要はありません。)</p>
33	入札関係	<p>Q40 開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>電話若しくは直接来庁していただくことで、全ての応札者名、応札価格をご回答します。</p> <p>なお、開札日は6件の開札を行うため、翌日以降の連絡をお願い致します。なお、メールでの連絡には対応しておりません。</p> <p>本県が定める「情報提供申請書」を大分県情報センターに提出することで書面での回答も可能です。このほか本県HPでも掲載予定であり、公開範囲は前年度同様です。 (参考：前年度入札結果URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/r1nyuusatu-kekka-tyousya.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/r1nyuusatu-kekka-tyousya.html</a>)</p> <p>WTO入札については、県報でも公開することとし公開範囲は本県契約事務規則第52条に定めるとおりです。</p>
34	入札関係	<p>Q41 応札から供給開始までの間に当エリアを管轄する電力会社の料金改定および約款などの変更があった場合には応札額について協議を行う事は可能でしょうか?</p>	<p>応札額は協議の対象になりません。いったん入力された入札金額は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない扱いとしています。</p>
35	入札関係	<p>Q42 電気利用者の利益保護の観点から、応札させていただく施設の30分値のご提供をお願いいたします。事前入札参加申請書類提出時に「30分値データ取得についての同意書」を同封させていただきますのでご捺印・ご提出の程、宜しくお願いたします。当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の提供をいただくことが可能となります。なお、応札前に頂戴できましたらより精度の高い試算が可能となり、応札額に反映することが可能となりますが施設の秘匿性の観点から落札後のご提供でも問題ございません。</p>	<p>①入札参加申請の手続きを行い、申請を大分県が認めること。 ②30分値データ取得についての費用負担がある場合は、御社が負担すること。 ③返信用封筒を御社で用意すること。 を前提に当該書面を提出します。</p> <p>「事前入札参加申請書類提出時」とありますが、入札参加申請は電子入札システムで行うこととしております。</p> <p>また紙による入札参加を認める場合は ①商号又は代表者等の変更により、ICカードの再取得が間に合わない場合 ②ICカードの閉塞(PIN番号の連続した入力ミス)、破損、盗難による再発行手続き中の場合 ③WTO該当案件において、入札参加者が電子入札システムの利用が困難であると認められる場合(2-1に規定するICカードを保有していない場合等) ④電子入札の対応が困難であると認められる場合 ⑤その他やむを得ない事情があると認められる場合 と大分県電子入札運用基準にあります。</p> <p>電子入札システムで入札参加通知が届いた後に、「30分値データ取得についての同意書」を送付して頂ければ押印の上で返送します。</p>
36	契約関係	<p>Q43 契約保証金の免除について、契約履行証明書等の提出方法をご教示願います。</p>	<p>契約書案第5条イに該当することが確認できる、国もしくは都道府県との契約書写しを提出する方法によります。対象となる契約書は契約締結日から数えて過去2年間に供給を終了している契約となります。</p>